

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 33(オ)273	原審裁判所名	高松高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 33 年 11 月 27 日	原審裁判年月日	昭和 33 年 1 月 16 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 12 卷 15 号 3300 頁		

判示事項	<ul style="list-style-type: none"> 一 一時使用のため借地権を設定したことが明らかな場合にあたるとされた事例。 二 一時使用のため借地権を設定したことが明らかな場合と建物等買取請求権。
裁判要旨	<ul style="list-style-type: none"> 一 仮建築の建物を建てて使用するため、期間を一年とし、当事者協議の上更新し得る約で土地を賃貸したところ、賃借人が、無断で本建築をしたので、賃貸人から家屋収去土地返還の調停を申立てた結果、賃貸期間を調停成立以後約八年とし期間満了のとき賃借人所有の地上建物は賃貸人に贈与する旨の調停が成立した場合、右賃貸借は、一時使用のため借地権を設定したことが明らかな場合に当たる。 二 一時使用のため借地権を設定したことが明らかな場合、借地権者は借地法第一〇条に定める建物等買取請求権を有しない。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人の負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人弁護士三宮重教の上告理由について。</p> <p>しかし、原判決がその挙示の証拠に基いて認定した判示の如き事情の下で、本件賃貸借は一時使用の為め借地権を設定したこと明らかな場合に該当するものとした判断は当裁判所もこれを正当として是認する。そして右判断に至る過程において所論経験則に違背するかどを見出し得ない。所論はひつきよう原審がその専権に基いてなした自由な事実認定を非難するものでしかない。しかして一時使用の為めの借地権が借地法一〇条に定める買取請求権を有しないことは所論もいうとおり当裁判所の判例（昭和二九、七、二〇、最高裁判所第三小法廷判決民集八卷一四一五頁）とするところであり今これを変更する必要を認めない。この点に関する所論はひつきよう独自の見解を出でないものである。</p> <p>以上のとおりであるから論旨はすべて採用できない。</p> <p>よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。</p> <p>（裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 入江俊郎 裁判官 高木常七）</p>